

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から公共測量の作業の実施について次のとおり通知があった。

平成 30 年 12 月 11 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量（水準測量）
- 2 作業期間 平成 30 年 11 月 2 日から平成 31 年 3 月 15 日まで
- 3 作業地域 佐賀市、神崎市、神埼郡吉野ヶ里町並びに三養基郡上峰町及びみやき町